

## 《中断期間について》

卒業後10年間は県内の特定病院での従事が必要となりますが、次のようなケースは中断期間として認められます。

i) 疾病・災害で業務に従事できない期間 ii) 産休・育児休業の期間	実際にかかった期間
iii) 大学院（医学を履修する課程に限る）在学期間 iv) 海外留学など医学研修期間	5年まで可
v) 後期研修の一環として特定病院以外の病院に勤務する期間 vi) 専門知識修得のため特定病院以外の病院に勤務する期間	3年まで可

[具体例]

群馬大学医学部						県内の特定病院での従事必要期間(トータルで10年間)														
						※2年次編入の場合は、トータルで8年4か月間														
1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
修学資金を貸与						県内臨床研修病院での初期臨床研修		特定病院での後期研修			特定病院に勤務									
修学資金を貸与						県内臨床研修病院での初期臨床研修		特定病院での後期研修		特定病院に勤務			産休・育休	特定病院に勤務						
修学資金を貸与						県内臨床研修病院での初期臨床研修		特定病院での後期研修		大学院(4年)で研究 ※				特定病院に勤務						
修学資金を貸与						県内臨床研修病院での初期臨床研修		特定病院での後期研修			海外留学等		特定病院に勤務							
修学資金を貸与						県内臨床研修病院での初期臨床研修		特定病院での後期研修		県外病院での後期研修	特定病院に勤務									

※ 網掛けの部分が従事必要期間に算入される期間となります。

※ いずれの場合も、医学部6年間貸与を受けたときの、全額返還免除の従事必要期間を満たします。

※ 県外病院での後期研修は、特定病院での後期研修のプログラムの一環としての場合に限ります。

※ 社会人大学院生など、特定病院で診療に従事しているような場合は従事必要期間に含まれることがあります。

## 《特定病院とは》

※ 「県内の特定病院」は、次の公立病院等が予定されています。

群馬県立心臓血管センター、群馬県立がんセンター、群馬県立精神医療センター、群馬県立小児医療センター、群馬大学医学部附属病院、前橋赤十字病院、群馬県済生会前橋病院、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター、公立碓氷病院、独立行政法人国立病院機構渋川医療センター、公立藤岡総合病院、藤岡市国民健康保険鬼石病院、下仁田厚生病院、公立富岡総合病院、公立七日市病院、吾妻広域町村圏振興整備組合中之条病院、原町赤十字病院、西吾妻福祉病院、独立行政法人国立病院機構沼田病院、伊勢崎市民病院、桐生厚生総合病院、館林厚生病院、独立行政法人地域医療機能推進機構群馬中央病院、前橋協立病院、医療法人社団日高会日高病院、利根中央病院、富士重工業健康保険組合太田記念病院、

以上のほか、協力型臨床研修病院、へき地診療所、二次救急輪番病院も対象となります。